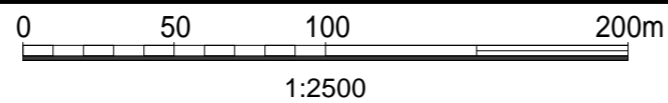
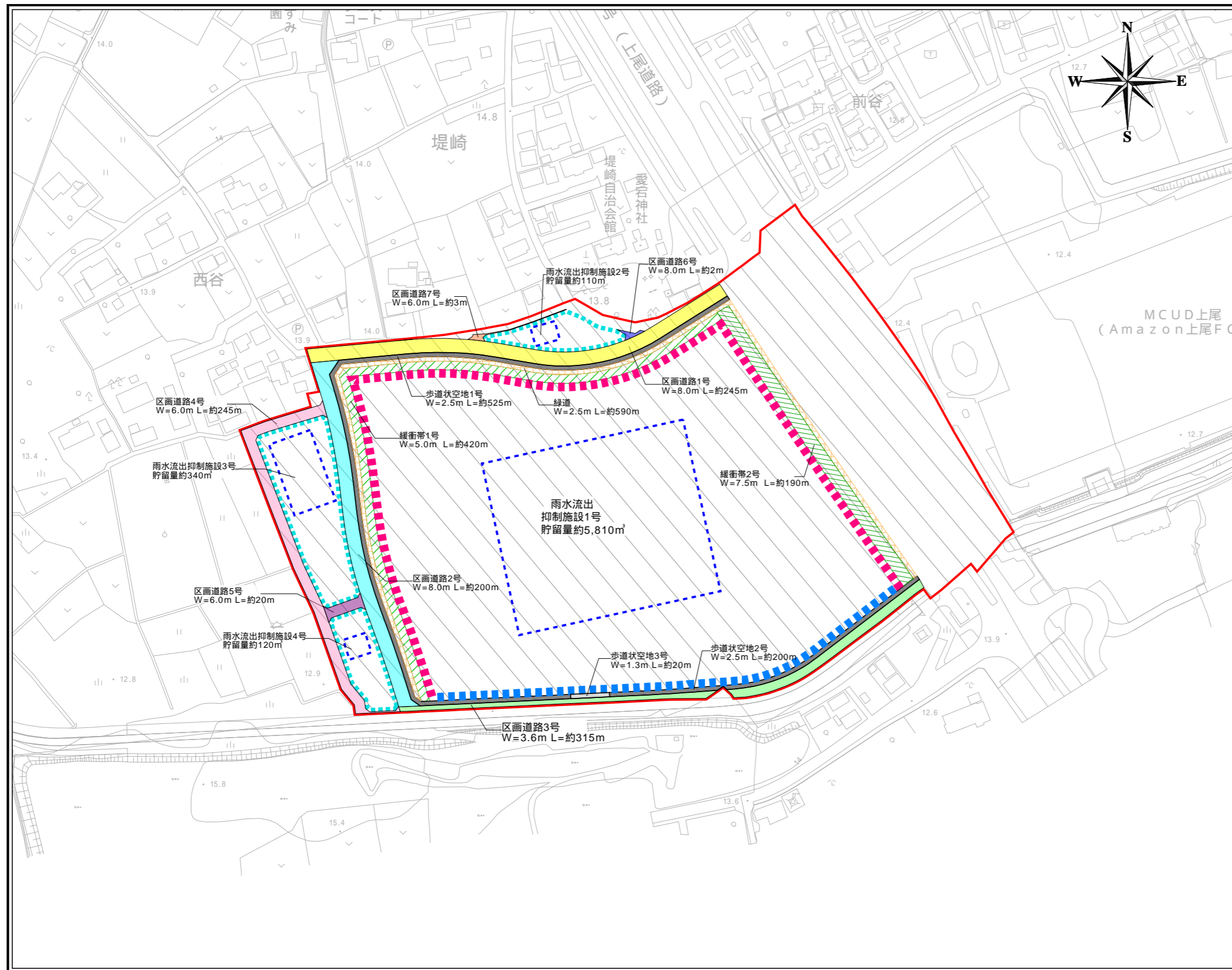


上尾都市計画地区計画の変更（上尾道路沿道堤崎西部地区） 地区整備計画図



凡例				
地区計画区域・地区整備計画区域（面積：約8.2ha）				
種類	名称	幅員	延長	備考
道路	区画道路1号	8.0m	約245m	
	区画道路2号	8.0m	約200m	
	区画道路3号	3.6m	約315m	一部地区外道路を含む全幅員8.0m
	区画道路4号	6.0m	約245m	一部地区外道路を含む全幅員6.0m
	区画道路5号	6.0m	約20m	
	区画道路6号	8.0m	約2m	
	区画道路7号	6.0m	約3m	
緑地	緩衝帯1号	5.0m	約420m	幅員の2分の1以上について成木樹に4m以上となる樹木を植樹する。
	緩衝帯2号	7.5m	約190m	
雨水流出抑制施設	雨水流出抑制施設1号		約5,810m³	宅地内貯留
	雨水流出抑制施設2号		約110m³	
	雨水流出抑制施設3号		約340m³	
	雨水流出抑制施設4号		約120m³	
公共空地	盛土行為を行う場合は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づき算出した対策量を追加で確保する。			
	歩道状空地1号	2.5m	約525m	
	歩道状空地2号	2.5m	約200m	
	歩道状空地3号	1.3m	約20m	
	緑道	2.5m	約590m	
建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	1号壁面	10.0m後退	
		2号壁面	2.5m後退	
		3号壁面	0.5m後退	
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する側に垣又はさくを設置する場合は、景観、防災及び防犯に配慮したものとし、その構造は次の各号に掲げるものとする。 1 高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なフェンス・さくを施したもの、又は植栽を組み合わせたもので、高さは宅地地盤面から2.5m以下のものとする。		

雨水流出抑制施設の配置は協議により決定する。